

資料 5—1

福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

1 専決処分の理由

地方税法等の改正法案が国会に提出されており、福生市国民健康保険税条例を令和6年度内に改正する必要があるが、法律の公布時期が未定で、今議会へ改正条例の提案が困難である。このことにより、地方自治法の規定に基づき、専決処分いたしたい。

2 改正の内容

国民健康保険税の賦課限度額の変更で、医療分を65万円から66万円に、後期高齢者支援金分を24万円から26万円とする。また、5割軽減の1人当たりに係る額を29万5千円から30万5千円に、2割軽減の1人当たりに係る額を54万5千円から56万円に変更することに伴い、国民健康保険税条例第2条第2項及び第3項、第14条第1項、同第2号及び第3号の文言を改める。

3 賦課限度額の変更による対象世帯数の比較

区分	限度額到達世帯数		
	変更後	変更前	差引
医療分	68	69	△1
後期高齢者支援金分	78	88	△10
介護分	50	50	0
合 計	196	207	△11

4 賦課限度額の変更による影響額（調定額：令和7年度当初課税比較）

区分	限度額超過額(千円)			調定額
	変更後	変更前	差引	
医療分	40,857	41,482	△625	+625
後期高齢者支援金分	18,184	19,669	△1,485	+1,485
介護分	9,547	9,547	0	0
合 計	68,588	70,698	△2,110	+2,110

5 保険税軽減の拡充による対象世帯数の比較

区分	世帯数		
	変更後	変更前	差引
7割軽減	4,145	4,145	0
5割軽減	1,210	1,173	+37
2割軽減	1,005	984	+21
合 計	6,360	6,302	+58

6 保険税軽減拡充による影響額（調定額：令和7年度当初課税比較）

区分	軽減税額(千円：医療・支援・介護合算)			調定額
	変更後	変更前	差引	
7割軽減	141,962	141,962	0	0
5割軽減	40,152	38,838	+1,314	△1,314
2割軽減	13,477	13,141	+336	△336
合 計	195,591	193,941	+1,650	△1,650

7 改正対象

福生市国民健康保険税条例 第2条、第14条
国民健康保険税の限度額、軽減に係る所得金額の改正

8 施行日

令和7年4月1日

福生市国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

部署名：保険年金課

改正案	現行	備考
○福生市国民健康保険税条例 昭和54年12月25日条例第29号	○福生市国民健康保険税条例 昭和54年12月25日条例第29号	例規集2 P2802
第1条 省略	第1条 省略	
（課税額）	（課税額）	
第2条 省略	第2条 省略	
2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合においては、基礎課税額は66万円とする。	2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額は65万円とする。	課税限度額の変更
3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は26万円とする。	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が24万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は24万円とする。	〃 〃
4 省略	4 省略	
第3条から第13条の8まで 省略	第3条から第13条の8まで 省略	
（国民健康保険税の減額）	（国民健康保険税の減額）	
第14条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。	第14条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。	〃 〃 〃
（1） 省略	（1） 省略	
（2） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその	（2） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその	

改正案	現行	備考
<p>世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)1人につき<u>305,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>アからウまで 省略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>56万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>アからウまで 省略</p> <p>2から3まで 省略</p> <p>第14条の2から第19条まで 省略</p>	<p>世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)1人につき<u>295,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>アからウまで 省略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>545,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>アからウまで 省略</p> <p>2から3まで 省略</p> <p>第14条の2から第19条まで 省略</p>	<p>被保険者に 乗ずる金額 の変更</p> <p>〃</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の福生市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。